

特定非営利活動法人湘南ビジョン研究所 役員報酬の支給に関する規程

(2025年3月10日制定)

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人湘南ビジョン研究所（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- 報酬の額は、理事会での事前協議の上、定款第23条第6号の規定に基づき総会の議決によりこれを定める。
- 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(報酬の支払日)

第3条 役員の前払金は、毎月月末までに支払うこととする。

(報酬等の支払い方法)

第4条 役員の前払金は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員の前払金から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき前払金の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、2025年3月10日から施行する。